



私たちの生活を支えるために重要な税金。

今回は、市民の皆さんから寄せられた質問にお答えします。

ID 1001619

問 税制課 ☎(632)2184

税金と私たちの生活

税金は、市税・県税・国税(右の表参照)に分かれ、私たちの生活に関わる多くのことに使われています。学校に通ったり、家庭ごみを処理したり、公園や道路を整備したりなど、暮らしやすいまちを維持するためには、税金が欠かせません。

本市では、深刻化する少子高齢化や人口減少などの問題に対応し、持続的に発展していけるよう、税金を活用し、さまざまな取り組みを行っています。

税金は、現在の私たちの生活を支えると同時に、明るい未来をつくるための重要な財源です。正しい知識を持って納税してください。

主な税金の種類

ID 1003700

市税	市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税など
県税	県民税、事業税、不動産取得税、自動車税など
国税	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税など

初めての納税

Q 初めて市から納税通知書が送られてきました。どうして送られてきたのですか？

ID 1036522

A 市税を納める対象になったからです。

前年に収入があった人や軽自動車を所有する人など、市税を納める対象になると市税が課税されます。送られてきた納税通知書を確認して納めてください。各種キャッシュレス決済や、コンビニエンスストアでも納付できます。納付方法など、詳しくは、市HPをご覧ください。

市・県民税=市民税課☎(632)2221
 固定資産税=資産税課☎(632)2243
 軽自動車税=税制課☎(632)2205
 納付方法=納税課☎(632)2189

ID 1003658



▲市HP
「納付方法について」

引越しをした際の軽自動車の手続き

Q 市外から本市に引越しをしましたが、以前の住所地のナンバープレートが軽自動車に付いています。この場合、どんな手続きが必要ですか？

A 車検証の住所変更の手続きが必要です。

変更手続きをしないと、車検証に書いてある住所地の市区町村で課税され、場合によっては納税通知書が届かなくなりますので、軽自動車検査協会(西川田本町1丁目)☎050(3816)3107で住所の変更手続きを行ってください。

問 税制課 ☎(632)2205

市民の皆さんの質問にお答えします

ID 1003708



▲市HP



教えて 固定資産税

Q 今年2月に家屋を取り壊しましたが、令和8年度の固定資産税は課税されますか？

A 1月1日現在の家屋の所有者に課税されます。

家屋の固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在で存在する家屋の所有者に対し、その年の4月1日から始まる年度分として課税されます。このため、今年2月に家屋を取り壊した場合は、令和8年度の固定資産税は課税されることとなります。

なお、家屋を取り壊したときは、法務局で滅失登記の手続きが必要となります。未登記の場合は、資産税課へ。

問 資産税課 ☎(632)2251・2257

トピック

詳しくは「市税のしおり」をチェック！

「市税のしおり」は、税制課(市役所2階)などの窓口においてある他、市HPでも見ることができます。

外国語(※)に翻訳した「外国語版 市税のしおり」もありますので、ご利用ください。

市職員が会場に伺い、市税の仕組みや納付方法などを説明する「市税出前講座」もあります。申込方法など、詳しくは、市HPをご覧ください。

問 税制課 ☎(632)2204

※ 英語・スペイン語・ポルトガル語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・ネパール語の8言語。

ID 1039873



▲市HP
通常版ページ

ID 1021110



▲市HP
外国語版ページ

ID 1044192



▲市HP
市税出前講座

教えて 市民税・県民税

Q いわゆる「年収の壁」の見直しで、所得税が非課税となる範囲が変わると聞きました。私は給与収入のみで、扶養している人はいません。市民税・県民税の場合、給与収入金額がいくらから課税になりますか？

A 扶養親族がない場合、給与収入金額が107万円を超えると課税となります。

令和8年度市民税・県民税について、給与収入金額が190万円以下の人の給与所得控除額が最大10万円引き上げられます。なお、障がい者、未成年者、ひとり親、寡婦の対象となる人は、204万4,000円以上で課税となります。扶養親族がいる場合は、課税となる給与収入金額が異なりますので、詳しくは、市民税課までお問い合わせください。

☎ 市民税課 ☎ (632) 2221

便利な手続き

Q 所得証明書・課税証明書はコンビニエンスストアなどでも取得できますか？

A マルチコピー機（キオスク端末）でマイナンバーカードを利用して証明書を取得できます。

マルチコピー機で取得できる証明書は、最新年度のみ土・日曜日、祝休日でも取得できます。なお、本市を転出した人は取得できません。

▼利用時間 午前6時30分～午後11時。ただし、メンテナンス時を除く。

▼費用 1通200円。

▼持ち物 利用者証明用電子証明書を格納したマイナンバーカード（個人番号カード）※。

☎ 税制課 ☎ (632) 2187

電子申告または郵送での提出にご協力ください

市民税・県民税の申告、所得税の確定申告の申告期間は3月16日(月)まで

ID 1043671

☎ 市民税・県民税 = 市民税課 ☎ (632) 2221、所得税 = 宇都宮税務署 ☎ (621) 2151

市民税・県民税の申告

令和8年度分の市民税・県民税の算定に必要な申告です。

申告した情報は、国民健康保険税、介護保険料、市営・県営住宅の家賃、保育料などの算定に利用するため、令和7年中に収入がなかった人も申告が必要です。

ただし、所得税の確定申告をする人や、市内に住む親族の税法上の扶養に入っている人は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

申告の要否など、詳しくは、市☎をご覧ください。

市民税・県民税の申告会場

会場	期間	受付時間
市民税課 (市役所2階)	3月1日(日)	午前9時～午後4時
	3月16日(月)までの月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分
篠井地区市民センター(下小池町)	3月3日(火)	午前9時～午後3時
豊郷地区市民センター(岩曾町)	3月4日(水)	
河内地区市民センター(中岡本町)	3月5日(木)・6日(金)	
雀宮地区市民センター(新富町)	3月10日(火)・11日(水)	

▼申告会場の混雑状況をX(旧Twitter)で発信しています。

▼市民税課アカウント @miya_siminzei

会場は混雑が予想されます。電子申告や郵送で、〒320-8540市役所市民税課へ。申告書の作成および提出方法など、詳しくは、市☎をご覧ください。



▲市☎

所得税の確定申告

所得税の確定申告会場

会場	期間	受付時間
マロニエプラザ (元今泉6丁目)	3月1日(日)と3月16日(月)までの月～金曜日	午前8時30分～午後4時

▼会場への入場には入場整理券が必要です。入場整理券は、国税庁のLINE公式アカウントからの事前取得をお勧めします。

▼期間中は税務署での申告相談は行いません。

▼混雑状況により、受け付けを早めに締め切る場合があります。また、会場では納付できません。

▼会場は、マイナンバーカード方式によるスマートフォンでの申告を基本とした相談体制です。



▲国税庁 LINEアカウント [kokuzei]

▼確定申告書などの用紙の配布は行いません。

▼所得税の確定申告はスマホ申告がオススメ

マイナンバーカード(※)を使って自宅からスマートフォンで確定申告ができます。詳しくは、各☎(下のQRコード参照)をご覧ください。



▲国税庁☎ 確定申告書等作成コーナー



▲国税庁☎ マイナポータル連携特設ページ



▲国税庁☎

▼郵送で申告する場合

▼送付先 〒320-8655 宇都宮税務署。